

京都市告示第 2 5 5 号

京都市水路等管理条例第 2 条第 1 号の規定に基づき，水路等を次のように指定し，同条例第 3 条第 1 項の規定に基づき，次の水路等を廃止及び一部廃止します。

当該路線の起点から終点までの経路を表示する図面は，京都市建設局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

平成 2 5 年 8 月 7 日

京都市長 門 川 大 作

(指定水路等)

整理 番号	名称	起 終	点 点
1	久世水0288号	南区久世上久世町340番地の 2 地先 同町340番地の 1 地先	
2	御陵水0123号	西京区御陵谷町52番地の 1 地先 同町 9 番地の 2 地先	
3	小栗栖水0048号	伏見区小栗栖森本町20番地の150地先 同町20番地の152地先	

(廃止水路等)

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	山ノ内水0001号	右京区山ノ内養老町17番地の 1 地先 同上	
2	山ノ内水0003号	右京区山ノ内養老町 3 番地の 1 地先 同区山ノ内赤山町17番地の10地先	

(一部廃止水路等)

整理 番号	名 称	廃 止 す る 起 点 廃 止 す る 終 点
1	西院水0005号	右京区西院小米町37番地の 1 地先 同区西院四条畑町 1 番地の11地先

(建設局土木管理部道路明示課)